

—記入例 sample—

共同住宅における管理規約・使用細則

内容をご確認ください

この規約・細則は共同住宅の借借人が必ず遵守しなければならない共同生活の基本的ルールを定めたものです。

第1条 (表札)

入居後はすみやかに玄関ドアと集合ポストの所定の位置に部屋番号と氏名を表示しなければならない。

第2条 (公共料金の名義登録)

契約開始日より、電気・ガス・水道等の使用者名義を申請しなければならない。

第3条 (火気等)

電気スイッチ、ガスロック等の開閉は確実に実施し、その他の火気の取扱いについては日常より十分注意し、事故発生を防止すること。

第4条 (ゴミ処理)

ゴミを出す時は地域及び館内のルールを守り、散乱しないよう十分注意し又ゴミ置場の美化に努める。
ゴミは分別の上、必ず指定日時に所定の集積所に出すこと。また出し方に指定がある場合は、それに従うこと。
粗大ゴミを出す時は、事前に清掃局に連絡し、自己の責任において他の迷惑にならないように処理する。

第5条 (専有部分の注意事項)

[居室]

- ①天気の良い日には出来るだけ窓や押入を開けて室内の風通しをよくし、カビ・結露・害虫が発生しないように注意する。
- ②壁や天井にステッカー・ポスター・フック等をむやみに貼らない。又くぎ打ちをしない。
- ③喫煙等により、壁・天井のクロス等に過度のヤニが付着しないようにする。
- ④水廻りの管理に注意し、階下へ水漏れがないようにする。
- ⑤玄関フロアは防水処理をしていない為、水洗いはしない。
- ⑥冷暖房器のフィルターは週に一度定期的に清掃する。

～ 中 略 ～

第12条 (乙の連絡・報告・通知義務)

1. 回覧板は目を通したらすみやかに次順へ回す。
2. 掲示板の案内等は定期的に確認する。
3. 町内会へは入会し町内会費を支払う。
4. 地域のコミュニティ活動等には極力参加する。
5. 入居者同士のトラブル、近隣とのトラブルは極力発生しないよう注意し、発生した場合は、当事者同士で解決する。

第13条 (入居・退室)

1. 建物保全等のため、入居時及び退室時等の引越又は運送業者は、管理会社である須藤建設株式会社の指定業者に極力依頼する。

第14条 (管理者からの連絡等)

1. 管理者から共同生活上の指示や注意があった場合、入居者はそれに従わなければならない。

第15条 (規約違反)

以上の各条項に関し、違反の程度が著しい場合、賃貸借契約は解約になります。

以上の規約・細則について借借人及び入居者は必ず遵守いたします。

年 月 日

ご捺印日

物 件 名 ○○○○

部屋番号 △△△

賃 借 人 麻布 花子

借主印

借主様の署名・捺印

- ※ 認印可
- ※ シャチハタ不可